



人材派遣業向け

事業総合賠償責任保険

(STARs)

AIG損保



第三者賠償リスクを
包括的にカバーします。

事業総合賠償責任保険

2019.2版

2019年4月1日以降保険始期契約用

経営を揺るがす第三者賠償リスク。

この保険は、労働者派遣業・業務請負業を営む
皆さまの事業に伴う法律上の損害賠償責任を
まとめて補償します。

基本となる補償

業務遂行・
施設リスク



純粋財物
使用不能リスク



人格権侵害・
宣伝障害リスク



オプション特約

基本となる補償を拡大する特約

- ・不誠実行為危険担保特約
- ・派遣先構内専用車危険担保特約 など

CONTENTS

はじめに	1
基本となる補償	3
オプション特約	5
ご契約の方法	7
ご契約の条件等	8
用語のご説明	10

3つの特長

1 貴社の事業遂行にかかる賠償リスクを幅広く補償

貴社の労働者派遣業務(派遣スタッフが派遣先で行う業務を含みます。)や業務請負の遂行により日本国内で生じた対人・対物事故から、純粋財物使用不能、人格権侵害・宣伝障害による損害まで、幅広い賠償リスクを補償します。
また、貴社のすべての施設および業務に伴う賠償リスクを包括的に補償するため、施設ごとの保険を手配する必要がありません。

2 各種費用の補償により賠償事故の解決までをサポート

ひとたび事故が発生した場合、事故に対するさまざまな対応を余儀なくされます。
この保険では、損害賠償金や争訟費用などの保険金のほか、緊急対応費用や被害者見舞・臨時費用など賠償事故の解決までに必要となる各種費用をお支払いします。

3 貴社のニーズに合わせたご契約プランの選択が可能

ご契約プランや各種オプション特約を選択いただくことにより、貴社のニーズに合わせたプラン設計が可能です。
派遣先の構内専用車や、個人情報の漏洩に対する補償などさまざまなオプション特約もセットすることができます。

人材派遣業や業務請負の遂行・施設管理による 対人・対物事故についての補償

<業務遂行・施設リスク>

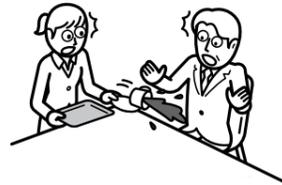


次のような事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ① 貴社の施設(本社、営業所等)の所有・使用・管理や営業活動による対人・対物事故
- ② 労働者派遣における派遣先、業務請負における請負先に対する対人・対物事故
- ③ 派遣先・請負先の顧客等の第三者に対する対人・対物事故
- ④ 派遣・請負先管理財物の損壊



派遣スタッフが
派遣先の社員に台車をぶつけて
ケガをさせてしまった。



派遣スタッフが
派遣先の来客にコーヒーをこぼし、
来客のスーツを汚損してしまった。



派遣スタッフが派遣先の機械の操作をあやまり、
破損させてしまった。賠償責任の有無や
過失割合にかかわらず、修理代25万円を支払った。
[派遣先対物損害費用]1事故50万円限度

お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
 - 争訟費用や訴訟対応費用など訴訟等に要する費用
 - 緊急対応費用や被害者見舞・臨時費用、被害者治療等費用など被害者対応に要する費用
 - 派遣先対物損害費用や汚染浄化費用、協力費用などその他の事故対応に要する費用
- など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 環境汚染または汚染物質の処理費用の支出(不測かつ突発的に汚染物質が流出等した場合を除きます。)
 - ② 専門職業務の遂行
 - ③ 他人との損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
 - ④ 被保険者がその父母、配偶者、子その他親族に対して負担する賠償責任
 - ⑤ 航空機・自動車または施設外もしくは派遣・請負先施設外における船舶・車両・動物の所有、使用または管理
 - ⑥ 塵埃(じんあい)または騒音
 - ⑦ 記名被保険者の業務または派遣先業務に従事中に被保険者が被った身体の障害に対して負担する賠償責任
 - ⑧ 派遣・請負先管理財物の損壊について、次の場合
 - 自然発火、自然爆発、自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗等、ねずみ食い・虫食い等による損壊
 - 委託者または貸主に引き渡された後に発見された損壊
 - よごれ、かき傷などの外観上の損壊で、派遣・請負先管理財物が本来有する機能または用途を阻害することのない損壊
 - 偶然な外来の事故によらない電氣的・機械的な事故により生じた損壊
 - 被保険者の誤った認識・判断または技術の拙劣によって生じた作業の瑕疵・仕上不良等
- など

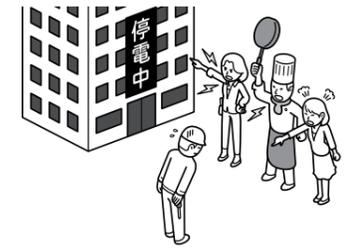
物理的な損壊を伴わない他人の財物の 使用不能によるリスクの補償

<純粹財物使用不能リスク>



次のような事故により、物理的な損壊を伴わず、他人の財物を使用不能にしたことによる逸失利益や事業の中断に対して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ① 貴社の営業活動や施設(本社、営業所等)の所有・使用・管理による事故
- ② 貴社の社員(派遣スタッフを含みます。)が派遣先・業務請負先で行う業務による事故



派遣スタッフが、ビル配電設備の点検作業を行っていたところ、あやまって電力をダウンさせ
全館停電させてしまった。
ビル全体のテナントが休業を余儀なくされ、
休業損失を発生させてしまった。

お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
 - 争訟費用や訴訟対応費用など訴訟等に要する費用
 - 緊急対応費用や被害者見舞・臨時費用など被害者対応に要する費用
 - 汚染浄化費用や協力費用などその他の事故対応に要する費用
- など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- 「業務遂行・施設リスク」の保険金をお支払いできない主な場合(①~⑥)のほか、次の場合に保険金をお支払いできません。
- 他人の財物を紛失することまたは盗取・詐取されることによる使用不能
 - 債務不履行
 - 被保険者または被保険者の業務もしくは派遣先業務に従事する者が所有、使用または管理する財物の使用不能について負担する賠償責任
- など

業務に伴う人格権の侵害・宣伝活動に伴う 権利侵害によるリスクの補償

<人格権侵害・宣伝障害リスク>



次のような行為や宣伝活動による権利侵害により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ① 不当な身体拘束による他人の自由の侵害や名誉毀損、口頭、文書等の表示行為によるプライバシーの侵害
- ② 新聞、インターネットなどを通じた貴社の宣伝活動に伴うプライバシーの侵害、著作権の侵害等



パンフレットで使用したイラストが
著作権を侵害したとして
訴えられた。

お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
 - 争訟費用や訴訟対応費用など訴訟等に要する費用
 - 緊急対応費用や被害者見舞・臨時費用など被害者対応に要する費用
 - 協力費用などその他の事故対応に要する費用
- など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者によって、または被保険者の了解、同意、指図に基づいて、被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)
 - 採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
 - 最初の不当行為が保険期間開始日より前に行われ、その後も継続または反復して行われた不当行為
 - 広告、放送、出版またはホームページ等の作成もしくは運営を業とする被保険者により業務の遂行として行われた不当行為
 - 保険期間終了後、1年以上経過した後に発見された不当行為
- など

オプション特約



基本となる補償を拡大する特約

貴社の事業形態やご要望に合わせてオプション特約を選択していただけます。
セットすることができる基本となる補償は **業務遂行・施設** **純粋財物使用不能** で表示しています。

業務遂行・施設

不誠実行為危険担保特約

貴社の従業員または派遣スタッフが日本国内で行った不誠実行為により、他人が被った財産上の直接かつ積極的損害※についての賠償責任を補償します。

※その時点で保有している現金・商品などが減少することをいい、保有していれば得られたであろう利益は含みません。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円
自己負担額	1事故10万円

■ 事故例

派遣スタッフが派遣先の売上金の一部を着服してしまいました。



■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の了解、同意、指図に基づいて、被保険者以外の者によって行われた犯罪行為
- 特許権、商標権、著作権等の知的財産権の使用許諾違反・侵害・不正使用
- 仕事の履行遅滞または履行不能による賠償責任 など

業務遂行・施設 純粋財物使用不能

派遣先構内専用車危険担保特約

貴社または派遣スタッフが施設構内で所有・使用・管理する構内専用車による次の事故についての賠償責任を補償します。

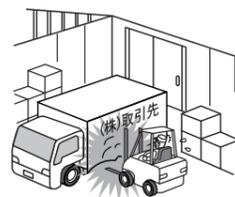
- ①対人・対物事故
 - ②損壊を伴わない財物の使用不能
- ※自賠責保険・自動車保険等の上乗せ補償となります。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	①業務遂行・施設リスクの支払限度額 ②純粋財物使用不能リスクの支払限度額
自己負担額	①業務遂行・施設リスクの自己負担額 ②純粋財物使用不能リスクの自己負担額

■ 事故例

派遣スタッフがフォークリフトの操作を誤り、倉庫内に止めてあったトラックの側面を破損してしまいました。



業務遂行・施設

個人情報漏洩危険担保特約

※派遣先個人情報漏洩追加担保特約を自動セットします。

貴社が業務のために所有、使用または管理する個人情報または派遣スタッフが派遣先で使用・管理する個人情報の漏洩が日本国内で発生し、保険期間中に発覚した場合、その個人情報の漏洩に対する賠償責任を補償します。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円、3,000万円、5,000万円から選択 ※危機管理実行費用は、支払限度額の10%限度（見舞金・見舞品購入費用は1名500円限度） ※他人が支出した見舞金・見舞品購入費用に対する賠償金（求償損害）は、1名500円限度かつこの特約の1事故・保険期間中支払限度額の20%限度
自己負担額	1事故10万円

■ 事故例

営業活動中に車上荒らしにあい、顧客の個人情報が入ったパソコンが盗まれてしまった。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 個人情報以外の情報の漏洩
- 記名被保険者の役員の個人情報の漏洩
- 被保険者（従業員を除きます。）が他人に対して行う個人情報の提供・取扱の委託（提供先・委託先で発生した事故を除きます。）
- クレジットカード番号・預金口座番号等の漏洩による不正使用により発生した経済的損失に対して負担する賠償責任 など

業務遂行・施設

重複保険規定不適用特約

仕事の遂行または仕事の遂行のために所有・使用・管理する施設により発生した対人・対物事故について、損害賠償請求の額が1事故につき500万円以下のときは、派遣先等が別途手配する保険契約（派遣先等重複保険契約）との保険金の分担は行わず、この保険から優先して保険金を支払います。

■ 事故例

派遣スタッフが、派遣先で来客にお茶を出す際にあやまってこぼしてしまい、来客にやけどを負わせてしまった（賠償額：約10万円）。

派遣先の保険を使用することなく、この保険契約から損害賠償金を支払った。

業務遂行・施設

使用者賠償責任保険特約

貴社の従業員や派遣スタッフ等の業務中の労災事故についての賠償責任を補償します。

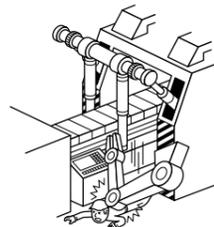
※政府労災の給付が決定された場合に補償します。
※政府労災、自賠責保険、災害補償規定や法定外補償保険等により支払うべき金額がある場合は、その上乗せ補償となります。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1名・1事故・保険期間中5,000万円 または1億円から選択
自己負担額	なし

■ 事故例

派遣スタッフが、派遣先の工場で製造機械に巻き込まれて死亡。派遣スタッフの遺族から損害賠償を請求された。



■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者、事業場責任者の故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 風土病や職業性疾病による身体の障害 など

※オプション特約では、それぞれの特約で規定する「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、特約の規定に反しない限り、普通保険約款および基本となる補償の「保険金をお支払いできない主な場合」が適用されます。

※オプション特約でお支払いする保険金の種類は、次の特約を除いて基本となる補償でお支払いする保険金の種類と同じです。

- ①「基本となる補償」の保険金の一部をお支払いする特約
 - 不誠実行為危険担保特約
 - 使用者賠償責任保険特約
- ②「基本となる補償」の保険金の一部と特約固有の保険金をお支払いする特約
 - 個人情報漏洩危険担保特約

ご契約の方法

ご契約条件の設定、保険料の算出について

1 保険の対象となる施設、業務を確認します。

この保険では、原則として、日本国内における貴社のすべての施設、業務(仕事)による賠償リスクを対象とします。
 なお、労働者派遣業のみ担保(労働者派遣業以外の業務請負および兼業業務は補償対象外)として保険の対象範囲を設定することもできます。

2 基本となる補償およびオプション特約を選択します。

この保険では、3つの基本となる補償を基本契約とし、ご希望のオプション特約をセットしてお引き受けします。

基本となる補償

- 業務遂行・施設リスク
- 純粋財物使用不能リスク
- 人格権侵害・宣伝障害リスク



オプション特約

- 不誠実行為危険担保特約
- 派遣先構内専用車危険担保特約
- など

3 支払限度額(保険金額)・自己負担額(免責金額)を設定します。

基本となる補償のうち「業務遂行・施設リスク」の支払限度額(保険金額)および自己負担額(免責金額)を設定します。
 「純粋財物使用不能リスク」、「人格権侵害・宣伝障害リスク」およびセットする一部のオプション特約については、所定の支払限度額(保険金額)および自己負担額(免責金額)が適用されますのでご確認ください。

4 保険料の算出を行います。

この保険では、貴社の「業務内容」および「直近の会計年度(1年間)の税込売上高」に基づき保険料を算出します。これにより算出した保険料は確定保険料となりますので、保険期間終了時の保険料の精算は不要となります。保険料の算出にあたっては、売上高を確認できる次のいずれかの書類をご用意ください。

- 直近の会計年度(1年間)の損益計算書、法人事業概況説明書、有価証券報告書、労働者派遣事業報告書(貴社が労働者派遣事業のみを行う場合に限り)。

ご契約時に「保険期間中の予想売上高」に基づき保険料を算出する場合は、ご契約締結時点で以下のいずれかの方式をご選択いただき、保険料の精算(確定精算)を行います。

- 決算期間等精算方式:保険料の精算時の直近の会計年度(1年間)における売上高に基づいて精算を行う方式
- 保険期間精算方式:保険期間中の実際の売上高に基づいて精算を行う方式

ご契約の条件等

ご注意くださいこと

1 適用される支払限度額(保険金額)・自己負担額(免責金額)

この保険の基本となる補償に適用される支払限度額・自己負担額は、以下のとおりとなります。

補償リスク	支払限度額(保険金額)	自己負担額(免責金額)(1事故)
業務遂行・施設リスク	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの支払限度額(1事故・保険期間中)を適用	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの自己負担額を適用
派遣・請負先管理財物	保険期間中500万円	
純粋財物使用不能リスク	保険期間中1,000万円	業務遂行・施設リスクの対物事故の自己負担額と同額
人格権侵害・宣伝障害リスク	保険期間中1,000万円	業務遂行・施設リスクの対人事故の自己負担額と同額

この保険では、業務遂行・施設リスクの支払限度額と同額で「保険証券総保険金額」を設定します。この保険でお支払いする保険金の総額は、保険期間を通じて、すべてのリスクに対する支払保険金を合算して保険証券総保険金額を限度とします。

ただし、次のオプション特約でお支払いする保険金に対しては、保険証券総保険金額を適用しません。

- 不誠実行為危険担保特約
- 使用者賠償責任保険特約
- 個人情報漏洩危険担保特約

2 被保険者の範囲

この保険の基本となる補償およびオプション特約において、補償を受けられる方(被保険者)は、以下のとおりとなります。

	補償リスク・特約	記名被保険者(貴社)	記名被保険者の派遣先	記名被保険者の請負業務等の発注者	記名被保険者の請負業務等の下請負人
基本となる補償	業務遂行・施設リスク	○ (役員・従業員を含む)	○	○	○ (役員・従業員を含む)
	純粋財物使用不能リスク	○ (役員・従業員を含む)	×	×	×
	人格権侵害・宣伝障害リスク	○ (役員・従業員を含む)	×	×	×
オプション特約	不誠実行為危険担保特約	○ (役員・従業員を含む)	×	×	×
	派遣先構内専用車危険担保特約※	○ (役員・従業員を含む)	○	○	○ (役員・従業員を含む)
	重複保険規定不適用特約	○ (役員・従業員を含む)	○	○	○ (役員・従業員を含む)
	使用者賠償責任保険特約	○	×	×	×
	個人情報漏洩危険担保特約	○ (役員・従業員を含む)	×	×	×

※派遣先構内専用車危険担保特約では、純粋財物使用不能リスクにかかる事故の場合に記名被保険者の派遣先・発注者・下請負人を被保険者に含みません。

ご契約の条件等

ご注意いただくこと

3 お支払いする保険金

この保険の基本となる補償でお支払いする保険金は、以下のとおりとなります。なお、オプション特約によっては、お支払いする保険金の種類が異なる場合があります。

保険金の種類	概要
損害賠償金	被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金
損害防止費用	事故による損害の発生および拡大の防止のための必要または有益な費用
求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合に、その権利の保全または行使のための必要または有益な費用
緊急措置費用	事故による損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合における応急手当、護送、治療等の被害者に対する緊急で必要な措置に要した費用
緊急対応費用(1事故300万円限度)	事故の対応のための被害者・法定相続人等の現地訪問費用や通信費用、交渉等のための事務所等賃借費用、被害者の捜索費用などの費用
被害者見舞・臨時費用(被害者1名10万円限度・1事故300万円限度)	事故が発生した場合における被害者に対する見舞金、見舞品購入費用その他被害者に対して支払われる社会通念上妥当な費用
協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用
争訟費用	損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等)のために支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用
訴訟対応費用(1事故300万円限度)	損害賠償請求訴訟に対応するために、裁判所に提出する文書や意見書・鑑定書の作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当などの社会通念上妥当な費用
被害者治療等費用(被害者1名50万円限度・1事故300万円限度)	仕事の遂行によって、または記名被保険者が所有・賃借する施設内でケガをした被害者の治療費用や葬祭費用など(事故日から1年以内に生じた費用に限ります。)
汚染浄化費用(保険期間中500万円限度)	不測かつ突発的な環境汚染が発生した場合において、必要または有益な汚染物質の処理費用(対人・対物事故または純粋財物使用不能が発生したまたは発生が切迫している場合に限ります。)
派遣先対物損害費用(1事故50万円限度)	損壊した財物を修理・交換するために現実に支出した通常要する費用

※被害者治療等費用および派遣先対物損害費用は、業務遂行・施設リスクにて対象となります。
 ※汚染浄化費用は、業務遂行・施設リスク、純粋財物使用不能リスクにて対象となります。
 ※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

4 保険金をお支払いできない主な場合(共通)

この保険の普通保険約款で規定する「保険金をお支払いできない主な場合」は、以下のとおりとなります。

- 保険契約者または被保険者の故意(記名被保険者またはその役員者の故意による場合を除き、被保険者ごとに個別に判断します。)
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)等の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用もしくはこれらの特性、放射線照射または放射能汚染
- 石綿またはその代替物質等の発がん性およびその他の有害な特性

など

5 事故が発生した場合

事故が発生した場合は、遅滞なく、取扱代理店・扱者または弊社へご連絡ください。弊社担当者をご相談いただきながら、貴社ご自身で相手方と示談交渉を進めていただくこととなります。なお、被害者との間で損害賠償額等を決定(示談)する場合は、必ず事前にご連絡ください。

用語のご説明

このパンフレットで使用される用語のご説明は、以下のとおりとなります。

う	請負先	記名被保険者と締結された契約に基づき、記名被保険者に対して請負業務等を発注する者(これらの者が国、地方公共団体もしくはこれらの機関またはこれらに準ずる法人である場合は、発注業務を担当する者を含みます。)をいいます。
き	危機管理 実行費用 (個人情報漏洩 危険担保特約)	事故の悪影響を管理および最小化するために被保険者が弊社の書面による同意を得て直接的に支出した弁護士への相談、個人情報漏洩の原因調査、交通費・宿泊費・臨時雇用、お詫び状の作成・送付、見舞金・見舞品、新聞への謝罪広告掲載、記者会見の開催等の費用をいいます。ただし、公的機関に文書で報告または新聞・テレビ等で報道されることを要件とし、発覚日からその日を含めて180日以内に発生した費用に限ります。
	記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載され、この保険の補償を受けられる方(貴社)をいいます。
こ	構内専用車 (派遣先構内専用車 危険担保特約)	被保険者が仕事の遂行に伴い、もっぱら施設構内で使用する自動車をいいます。ただし、車両登録をしているダンプカーを除きます。
	個人情報 (個人情報漏洩 危険担保特約)	個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含みます。)および個人識別符号(マイナンバーなど)が含まれるものをいいます。
さ	財物の使用不能	財物が通常有している機能、用途または利用価値が阻害された状態にあることをいいます。
し	施設構内 (派遣先 構内専用車 危険担保特約)	次の場所をいいます。 ● 派遣先が所有・使用・管理する施設のうち、派遣先業務が行われる施設 ● 請負先が所有・使用・管理する施設(数次の契約の場合は、請負先より上位に位置する注文者または委任者が所有、使用もしくは管理する施設を含みます。)のうち、請負業務等が行われる施設 ● 派遣先業務または請負業務等に一時的に客先の施設に赴いて行う業務が含まれる場合は、その業務の行われる場所 ● 記名被保険者(貴社)が仕事のために所有・借用する施設
	下請負人	記名被保険者(貴社)と締結された下請契約に基づき、請負業務等を遂行する請負人をいいます。
せ	専門職業務	人や動物に対する診療・治療・看護・介護、医薬品や医療用具の調剤・調整・授与、身体の整容・美容・エステティック、はり師・きゅう師・柔道整復師などの資格に基づく業務、弁護士・公認会計士・建築士・測量士などの資格に基づく業務等(所定の資格を有しない者が行った場合を含みます。)をいいます。
た	対人・対物事故	対人事故とは、他人の身体に障害(傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。)を生じさせる事故をいい、対物事故とは、他人の財物に損壊(滅失、毀損または汚損をいい、紛失および盗取・詐取を含みません。)を生じさせる事故をいいます。これらをあわせて、対人・対物事故といいます。
は	派遣・請負先 管理財物	次に掲げる管理財物のうち、派遣・請負先施設内にあるものをいいます。 ● 被保険者が借用・保管(占有)する財物 ● 販売・組立・加工・洗浄等を行うために、被保険者の所有・使用・管理する施設内にある財物 ● 仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類または材料、資材、装置その他部品類 ● 仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分
	派遣・請負先 施設	次に掲げる施設をいいます。 ● 派遣先が所有・使用・管理する施設のうち、派遣先業務が行われる施設 ● 請負先が所有・使用・管理する施設(数次の契約の場合は、請負先より上位に位置する注文者または委任者が所有、使用もしくは管理する施設を含みます。)のうち、請負業務等が行われる施設(記名被保険者(貴社)または下請負人が所有・借用する施設を除きます。) ● 派遣先業務または請負業務等に一時的に客先の施設に赴いて行う業務が含まれる場合は、その業務の行われる施設
	派遣先	記名被保険者と労働者派遣法に基づく労働者派遣契約を締結し、記名被保険者(貴社)から派遣労働者を受け入れる者をいいます。
は	派遣先等 重複保険契約 (重複保険規定 不適用特約)	この保険と重複する他の保険契約のうち、次に掲げる派遣先等を保険契約者とする保険契約をいいます。 ● 記名被保険者(貴社)の派遣先 ● 記名被保険者の請負業務等における請負先 ● 数次の請負の場合に、請負先より上位に位置する注文者または委任者
	発注者	記名被保険者(貴社)が元請負人となる場合における請負業務等の発注者をいいます。この場合において、発注者が国、地方公共団体もしくはこれらの機関またはこれらに準ずる法人であるときは、発注業務を担当する者を含みます。
ひ	被保険者	記名被保険者(貴社)および保険の約款で被保険者として規定された方をいいます。補償対象となるリスクやセットされるオプション特約により異なります。
ふ	不誠実行為 (不誠実行為 危険担保特約)	記名被保険者(貴社)の仕事(派遣労働者が派遣先において行う業務を含みます。)に関して行われた従業員(派遣労働者を含みます。)による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為をいいます。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは